

抗菌薬の使用届・使用許可

1. 抗菌薬の使用届出制・使用許可制(令和5年1月現在)

当院では抗菌薬の適正使用を推進する目的で、ICTが指定する抗菌薬についての使用届出あるいは使用許可を義務づけている。また局所投与も耐性菌を生じるため不相当とされており、抗 MRSA 薬の局所投与も同様に使用許可制としている。

1) ICTが指定する抗菌薬

(1)届出を必要とする薬品

- ・ 注射用の抗 MRSA 薬およびカルバペネム系抗菌薬
バンコマイシン塩酸塩:VCM(バンコマイシン点滴静注用「明治」)
テイコプラニン:TEIC(テイコプラニン点滴静注用「明治」)
ダプトマイシン:DAP(キュビシン®静注用)
- ・ カルバペネム系抗菌薬
メロペネム:MEPM(メロペネム点滴静注用「明治」)

※新たに採用された注射用の抗 MRSA 薬およびカルバペネム系抗菌薬も同様に届出を必要とする。

()内は 2023 年 1 月現在の当院採用薬。

(2)使用許可を必要とする薬品

- ・ リネゾリド製剤
リネゾリド注射液「明治」およびリネゾリド錠「明治」
- ・ サイクリックポリペプチド系
オルドレブ®点滴静注用

2) 届出を必要とする薬品

(1)届出方法

- ・ 当該薬品の処方(注射オーダー)時、ポップアップした入力フォームへ、使用目的、感染部位、感染原因菌などの必要事項を入力する。入力無い場合は、エラーメッセージが表示され、最終確定出来ない。

(2) 受領方法

- ・ 注射処方箋^{*}あるいは物流オーダーの薬品請求(薬品臨時伝票)で受領する。

薬品臨時伝票を用いる場合は、特記事項欄に患者IDおよび患者氏名を必ず明記すること。

※ 注射薬個人渡し実施病棟

注射薬個人渡しとは薬剤部で患者毎に薬品をセットし、供給すること。

2) 使用許可薬品の許可取得方法

(リネドリド注射液・リネゾリド錠・オールドレブ点滴静注用)

- ・ 使用にはICT 指定医師^{*}の許可を必要とする。
休日など不在の場合は指定医へ連絡し、許可を得ること。
- ・ 通常はオーダーロックされているため、処方オーダーまたは注射オーダーは出来ない。許可取得後にロック解除される。

※ オーダーロック解除不可能な場合、緊急を要する場合

物流オーダー等による薬品請求で受領し投与する。

ロック解除後、必ず注射薬は「事後入力」、内服薬は「先渡し入力」すること。(内服薬は「紙」処方箋でも処方可能だが、その場合は処方オーダーの薬歴に反映されないので注意する。)

※14日間を超える使用の場合は再度許可を受けること。

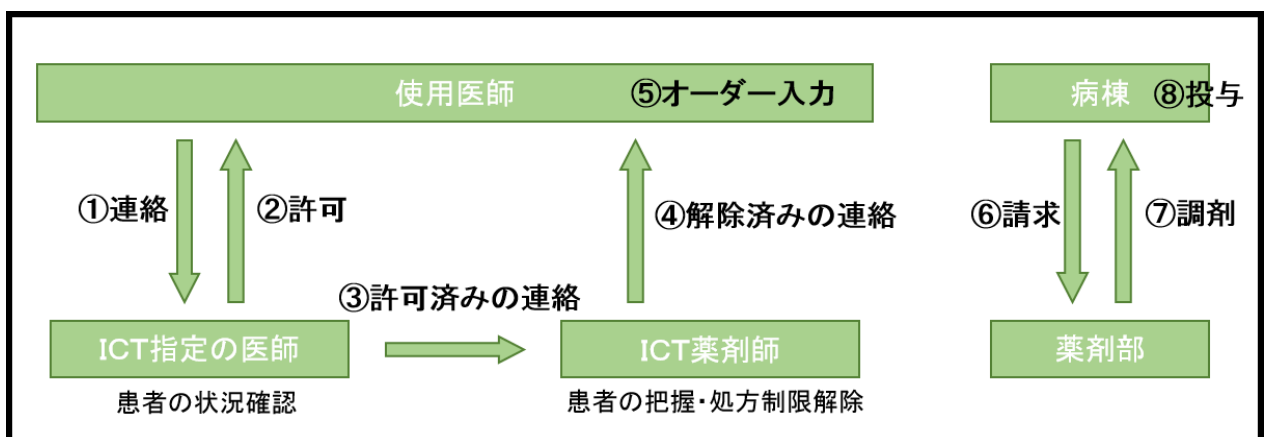


図2 許可取得から施用までの流れ

※1 ICT指定医師連絡先

※2 薬剤部連絡先